

戦争法案反対の声は地方議会からも

高知県本山町議会が意見書

戦争法案の廃案を求める意見書が各地で採択されています。これまでに青森県、外ヶ浜町、岩手県一戸町、高知県本山町、沖縄県大宜味村などの議会が意見書を採択しています。

【高知県本山町議会の意見書】

「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」の廃案を求める意見書

安倍政権は、集団的自衛権行使を認める一連の法案を、今国会を延長してまで、強引に成立させようとしています。日本を「海外で戦争する国」にする道は、許されません。

今回の5月提出の「安全保障法制」は、これまで禁じられていた「戦闘地域」への自衛隊派兵を認めています。また、銃弾が飛び交う「戦闘現場」になっても、活動を休止するだけで撤退はしないと決められようとしています。自衛隊の武器使用については「自己防衛」（正当防衛）に限られてきたものから、大きく拡大され、自衛隊の任務と危険性が格段に高まり、戦死者が出ることは避けられません。

また、日本が攻撃されてもいないのに、「存立危機事態」と政府が判断すれば参戦するしくみをつくらようとしています。「重要影響事態」（日本の経済や社会に重要な影響を与える事態）と判断すれば「日本周辺」に限らず世界中で米国の戦争支援を行おうとしています。

米国の戦争を支援するために、いつでも自衛隊を派兵できる新たな海外派兵恒久法の名称が「国際平和支援法」と言われています。自衛隊が行う支援は、補給・輸送・修理・整備・医療など多岐にわたります。この法律により、弾薬の提供、戦闘行為のために発進準備をしている航空機への給油・整備も可能になります。「国際平和支援法」の正体は、「国際戦争支援法」にほかなりません。

このような、集団的自衛権行使を具体化する「安全保障法制」は戦争立法と言っても過言ではありません。

記

1. 集団的自衛権行使を具体化する法案については廃案にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年6月9日

高知県本山町議会 議長 岩本誠生

参考人の「違憲」発言（4日審査会）めぐり自由討論

自民・高村氏「違憲」発言を敵視「決めるのは学者ではなく政治家」

6月11日に開かれた衆議院憲法審査会は、「日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する件」として、各会派の代表者の意見表明と自由討論を行いました。

朝9時からの審査会には35人をこえる傍聴者とテレビカメラ6台のほか記者やカメラマンが多数取材におとずれ、自由討論では予定時間を30分もオーバーして「安保法制」をめぐる激しい議論となりました。

代表者の意見表明は、自民・高村正彦、民主・枝野幸男、維新・井上英孝、公明・北側一雄、共産・赤嶺政賢、次世代・園田博之の6人が行いました。

安保環境の変化で集団的自衛権行使容認はつじつまが合わない

戦争法案の与党協議会座長を務めた高村・自民党副総裁は、「憲法の番人である最高裁判所が下した判決こそ、われわれがよって立つべき法理だ。おのおのが考えを自由に述べるのは結構だ。しかし最高裁判決に従って、自衛のための必要な措置を考え抜く責務があるのは憲法学者ではなく政治家だ。1954年に自衛隊を作ったときにも、ほとんどの憲法学者は憲法違反だと主張していた。その通りにしていたら自衛隊も日米安保条約もない。先達のおかげで、自衛隊や安保が抑止力となり、平和と安全を維持してきた」と述べ、発言後まもなく途中退席しました。

民主党幹事長の枝野議員は、「集団的自衛権の行使の可否はこの裁判で問題になっていない。論理の一部をつまみ食いしている。しかも砂川判決後も政府は一貫して集団的自衛権は憲法上許されないと説明してきた」と指摘。最近の安保環境の変化で集団的自衛権の行使容認が必要になったというのはつじつまが合わないと批判しました。

公明党の北側議員は、「我が国の防衛は自衛隊と日米安保条約による米軍との二つの実力組織によって確保しようとしている。安保環境の変化の中で外交と共に日米防衛協力体制の信頼性、実効性を強化し、抑止力を向上させる以外にない」として、砂川判決と1972年（昭和47年）政府見解をもとに戦争法案は「合憲」であると強調しました。

日本共産党の赤嶺議員は、「参考人全員が、閣議決定によって憲法解釈を変更したことは立憲主義に反すると指摘したことは極めて重要だ」と指摘し、憲法違反の明白なこの法案は廃案にすべきだと主張しました。9日に出された政府見解も閣議決定以降繰り返してきた説明をそのまま書き写したものでまったく反論にも説明にもなっていないと指摘しました。

国会が憲法違反の法律を認めていいのか 共産 田村(貴)議員

自由討論は、自民9人、民主7人、維新2人、共産1人、公明2人（北側議員が追加で発言）の23人が発言しました。

自民と公明の発言者は砂川判決と昭和47年政府見解をもとに「合憲」を主張。キーワードは「安全保障環境の変化」と「フルサイズの集団的自衛権ではない」というもの。平沢勝栄議員は「合憲」とする憲法学者10人を列挙し、山下貴司議員は歴代18名の内閣法制局長官のうち司法試験に合格した者は横島長官も含めわずか7名。必ずしも法律家の資格を持たない行政官がつくり出した解釈に、どこまで事実上の拘束力を認めるのか立法府の見識が問われるなどとし、沖縄選出の宮崎政久議員は、日米同盟の抑止力が強まることで基地を縮小し、負担を軽減できるなどと発言しました。

民主の長妻議員は、高村議員が途中退席して戻ってこないのは残念だが、砂川判決のどこを読んでも集団的自衛権行使容認など書いていないと批判。辻元議員は周辺事態法の国会論戦の時、高村議員は外務大臣、北側議員も議論に参加していたが砂川判決をもって集団的自衛権行使容認などという話は一切なかった。法律に憲法を合わせようとしているがそれはまさしく立憲主義に反していると指摘。

維新の小沢議員は、安保法制がいう後方支援こそ自衛と国際協調に反している。地球の裏側までって他国の戦争に加担するものであり、やめるべきだ。弾薬の提供や発進する戦闘機への給油が積極的平和主義か、と指摘しました。

日本共産党の田村貴昭議員は3人の参考人は安保法制のそもそも論を提起したもので重要。地元の西日本新聞6月7日付社説は「憲法違反の指摘は重い」として「一度取り下げて憲法議論をやり直すのが筋ではないか」と結んでいる。こうした国民の声を受けとめるべきだ。憲法学者の声明賛同者は217人になった。自衛隊やこれまでの海外派兵等について合憲の立場をとっておられた方も今度ばかりはダメだと名前を出されている。憲法学者の圧倒的多数が戦争法案は違憲だとしている。国会が憲法違反の法律を認めていいのか、と指摘しました。さらに、自衛隊員やその家族からも「不正義の戦争で命を落としたいくない」「戦争でお父さんを殺さないで」などの声が上がっていることを紹介し、国会は国民の声に耳を傾けるべきだと述べ、今求められるのは憲法の実践とそのための議論だと表明しました。

明日・明後日

「廃案！」の声を東京で、全国各地・草の根で

13日(土)「許すな！戦争する国づくり まもれ憲法と平和、いのちと暮らし STOP安倍政権6・13大集会」

12:20 プレ企画開始 東京臨海広域防災公園

14日(日)「憲法共同センター(戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター)全国交流集会

10:00~14:00 星陵会館【終了後「国会前集会」に合流】

14日(日)「とめよう戦争法、集まろう国会へ。戦争させない・9条壊すな！総がかり行動 戦争法案反対国会前集会

14:00~15:30 国会議事堂周辺

15日(月)から24日(水) 国会前座り込み 10:00~17:00

近日発売！！「憲法問題学習資料集⑥」

憲法会議

憲法会議は戦争法案阻止の運動にやくだててほしいと願い、昨年の閣議決定、安保法制懇報告、2つの戦争法案の概要など、学習に運動にすぐに役立つ資料を満載した「資料集」を近く出版します。

《予約・6月中のご注文には特典》

予約、6月中にご注文いただいた方には、予価1000円（本体価格）で提供（送料別、1冊から4冊までは86円）するなどの特典付です。
